（健Ⅱ140）

令和元年１０月２９日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
平　川　俊　夫

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、平成３０年４月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果がとりまとめられ、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より各都道府県等母子保健主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

妊婦健康診査につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するうえで、自治体における公費負担の充実が求められております。

今回の調査では各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じていることから、都道府県に対して妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう周知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続き妊婦健康診査の円滑な実施に向け、貴会管下郡市区医師会並びに貴会管下会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和元年10月24日

公益社団法人 日本医師会　御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、平成30年4月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行い、その結果について別添のとおり、各都道府県、政令市及び特別区あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の充実及び円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

送付が遅くなり申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

別添

子母発1001第1号
令和元年10月1日

都道府県
各　保健所設置市　母子保健主管部（局）長　殿
特　別　区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（　公　印　省　略　）

妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について

母子保健行政の推進については、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

妊婦健康診査に係る公費負担については、平成25年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数（14回程度）に係る検査費用について、地方財政措置が講じられています。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号。以下「望ましい基準」という）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところです。

今般、平成30年4月における各市区町村の妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、別添のとおり、各市区町村間で公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となりました。

このため、各市区町村においては、望ましい基準に定める検査項目の全てについて、公費負担の対象となるよう、取組の推進をお願いします。

また、都道府県においては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査に係る公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村（保健所設置市・特別区を除く）への周知徹底をお願いします。

（別添）

○妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成３０年４月１日現在）

１．公費負担回数

全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成

［平成２８年４月時点　全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成］

２．妊婦１人当たりの公費負担額の状況（詳細は別紙のとおり）

全国平均　１０５，７３４円

（注）公費負担額が明示されていない６８市区町村を除く１，６７３市区町村について集計。

［平成２８年４月時点　１０２，０９７円（１，７１２市区町村）］

	＜市区町村数＞
①１２０，０００円～	２８６（１６．４%）
②１１０，０００円～１１９，９９９円	３１７（１８．２%）
③１００，０００円～１０９，９９９円	４５９（２６．４%）
④　９０，０００円～　９９，９９９円	４７５（２７．３%）
⑤　８０，０００円～　８９，９９９円	１０３（　５．９%）
⑥　～　７９，９９９円	３３（　１．９%）
⑦公費負担額が明示されていない（無制限、上限なし）	６８（　３．９%）

３．妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

	＜市区町村数＞
［公費負担あり］	１，７４１（１００．０%）
①受診した施設と契約	２８（　１．６%）
②償還払いで対応	８４（　４．８%）
③受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	１，６２４（　９３．３%）
④その他の方法で対応	２４（　１．４%）
※④については、①～③と重複あり	
［公費負担なし］	０（　０．０%）

４．助産所における公費負担の有無について

	＜市区町村数＞
［公費負担あり］	１，７３６（９９．７%）
［公費負担なし］	５（　０．３%）

※助産所での妊婦健診の実績が無い場合の市区町村を含む

５．妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙のとおり）

	＜市区町村数＞
［受診券方式］	１，４７６（８４．８％）
［補助券方式等］	２６５（１５．２％）

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

６．受診券方式で公費負担している１，４７６市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

	＜市区町村数＞
検査項目（推奨レベル（※１）Ａ・Ｂ・記載なし（※２））を全て実施	１，１２２（　７６．０％）
検査項目（推奨レベルＡ・Ｂ）を全て実施	１，３５１（　９１．５％）
検査項目（推奨レベルＡ）を全て実施	１，４７６（１００．０％）

［平成２８年４月時点］

※２０１７年に産婦人科診療ガイドラインが改訂されたため、前回調査と検査項目の推奨レベルが異なる

受診券方式で公費負担している１，４４９市区町村のうち、

検査項目（推奨レベルＡ・Ｂ・Ｃ・記載なし）を全て実施	１，０８８（　７５．１％）
検査項目（推奨レベルＡ・Ｂ・Ｃ）を全て実施	１，３２２（　９１．２％）
検査項目（推奨レベルＡ・Ｂ）を全て実施	１，４４９（１００．０％）
検査項目（推奨レベルＡ）を全て実施	１，４４９（１００．０％）

※１「推奨レベル」とは、「産婦人科診療ガイドライン－産科編 2017」（編集・監修：日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会）における推奨レベルをいう

Ａ：（実施すること等が）強く勧められる

Ｂ：（実施すること等が）勧められる

Ｃ：（実施すること等が）考慮される（考慮の対象となるが、必ずしも実施が勧められているわけではない）

※２「記載なし」とは、推奨されているが検査内容や回数が複数にわたるため、当該検査項目全体の推奨レベルが記載されていないもの。血糖検査、血算検査や超音波検査が該当する。

［検査項目別の市区町村における公費負担の実施状況］

検査項目		推奨レベル	市区町村数
○①～⑨の血液検査を全て実施		―	１，３６０（　９２．１％）
①血液型等の検査		A	１，４７６（１００．０％）
②Ｂ型肝炎抗原検査		A	１，４７６（１００．０％）
③Ｃ型肝炎抗体検査		A	１，４７６（１００．０％）
④ＨＩＶ抗体検査		A	１，４７６（１００．０％）
⑤梅毒血清反応検査		A	１，４７６（１００．０％）
⑥風疹ウイルス抗体検査		A	１，４７６（１００．０％）
⑦血糖検査（２回）		記載なし（※1）	１，４１０（　９５．５％）
時期	妊娠初期（１回）	―	１，４３３（　９７．１％）
	妊娠２４～３５週（１回）	―	１，３４０（　９０．８％）
	時期を定めていない	―	７６（　５．１％）
⑧血算検査（３回）		記載なし（※2）	１，３８８（　９４．０％）
時期	妊娠初期（１回）	―	１，４３７（　９７．４％）
	妊娠２４～３５週（１回）	―	１，４０１（　９４．９％）
	妊娠３６週～出産（１回）	―	１，３４２（　９０．９％）
	時期を定めていない	―	６２（　４．２％）
⑨ＨＴＬＶ－１抗体検査		A	１，４７６（１００．０％）
⑩子宮頸がん検診		B	１，３５１（　９１．５％）
⑪超音波検査（４回）		記載なし（※3）	１，２４２（　８４．１％）
時期	妊娠初期～２３週（２回）	―	１，２０３（　８１．５％）
	妊娠２４週～３５週（１回）	―	１，２８０（　８６．７％）
	妊娠３６週～出産（１回）	―	１，２１７（　８２．５％）
	時期を定めていない	―	２３８（　１６．１％）
⑫性器クラミジア検査		B	１，４７６（１００．０％）
⑬Ｂ群溶血性レンサ球菌検査		B	１，４７６（１００．０％）

（参考）国が定める検査項目以外の検査項目
（例えばノンストレステスト等）を実施　　７５２（　５０．９％）

［「産婦人科診療ガイドライン－産科編 2017」における推奨レベル］

※1 血糖・・・・・随時血糖：妊娠初期、24～28 週＊（推奨レベルＢ）
50gＧＣＴ：24～28 週＊（＊いずれか一方で可）（推奨レベルＢ）

※2 血算・・・・・妊娠初期（推奨レベルＡ）、30 週（推奨レベル記載なし）、
37 週（推奨レベル記載なし）

※3 超音波検査・・・妊娠確認・予定日決定：CRL:14～41mm の時期（推奨レベルＢ）
子宮頸管長：18～24 週頃（推奨レベルＣ）
胎児発育：20, 37 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃までに（推奨レベルＢ）、
胎盤位置・羊水量：20 週頃（推奨レベル記載なし）、31 週末まで（推奨レベルＣ）
胎位：20 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃（推奨レベル記載なし）、
37 週頃（推奨レベル記載なし）

別紙

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成３０年４月１日現在）

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	推奨レベルＡ実施	推奨レベルＡＢ実施	全て実施	全て実施の割合	公費負担額（円）（平均）
北海道	179	160	160	160	159	99.4%	99,928（注）
青森県	40	31	31	31	29	93.5%	117,628（注）
岩手県	33	33	33	33	33	100.0%	113,118（注）
宮城県	35	34	34	34	34	100.0%	118,019
秋田県	25	25	25	25	0	0.0%	120,709（注）
山形県	35	30	30	30	30	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	59	3	5.1%	129,978（注）
茨城県	44	44	44	44	1	2.3%	98,075（注）
栃木県	25	0	0	0	0	―	95,000
群馬県	35	35	35	35	35	100.0%	98,730
埼玉県	63	63	63	63	63	100.0%	101,010
千葉県	54	51	51	51	48	94.1%	101,573
東京都	62	62	62	62	2	3.2%	86,742
神奈川県	33	0	0	0	0	―	71,417
新潟県	30	30	30	30	30	100.0%	118,595（注）
富山県	15	15	15	15	15	100.0%	103,880
石川県	19	19	19	19	19	100.0%	137,813（注）
福井県	17	12	12	12	12	100.0%	104,936
山梨県	27	0	0	0	0	―	88,580
長野県	77	77	77	77	76	98.7%	127,026（注）
岐阜県	42	42	42	42	42	100.0%	129,146
静岡県	35	35	35	35	35	100.0%	98,800
愛知県	54	54	54	53	53	98.1%	109,276
三重県	29	29	29	29	29	100.0%	110,400

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	Ａ実施	ＡＢ実施	全て実施	全て実施の割合	公費負担額（円）（平均）
滋賀県	19	19	19	19	19	100.0%	106,268（注）
京都府	26	26	26	26	26	100.0%	91,320
大阪府	43	16	16	15	15	93.8%	116,309
兵庫県	41	5	5	5	5	100.0%	94,746（注）
奈良県	39	1	1	1	1	100.0%	99,514（注）
和歌山県	30	30	30	30	30	100.0%	92,190
鳥取県	19	19	19	19	0	0.0%	102,730
島根県	19	19	19	19	19	100.0%	108,944（注）
岡山県	27	27	27	27	27	100.0%	119,885
広島県	23	6	6	6	6	100.0%	102,476（注）
山口県	19	19	19	19	19	100.0%	117,075（注）
徳島県	24	24	24	0	0	0.0%	125,020
香川県	17	17	17	17	17	100.0%	114,600
愛媛県	20	0	0	0	0	―	90,910
高知県	34	34	34	34	34	100.0%	110,980
福岡県	60	60	60	1	0	0.0%	103,813
佐賀県	20	20	20	0	0	0.0%	101,440
長崎県	21	21	21	1	1	4.8%	100,257
熊本県	45	45	45	45	45	100.0%	102,293
大分県	18	18	18	18	0	0.0%	95,061
宮崎県	26	26	26	26	26	100.0%	97,602（注）
鹿児島県	43	43	43	43	43	100.0%	102,955（注）
沖縄県	41	41	41	41	41	100.0%	99,215
合　計	1,741	1,476	1,476	1,351	1,122	76.0%	105,734（注）

※「望ましい基準」の推奨レベル別公費負担実施自治体数については、受診券方式の自治体のうち、実施している市区町村としている。
※公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。
（注）公費負担額が明示されていない市町村は除く

（参考）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準
（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）

第１　妊婦健康診査の実施時期及び回数等

１　市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。

イ　妊娠初期から妊娠23週まで　おおむね４週間に１回

ロ　妊娠24週から妊娠35週まで　おおむね２週間に１回

ハ　妊娠36週から出産まで　おおむね１週間に１回

２　市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第２　妊婦健康診査の内容等

１　市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ　問診、診察等　妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとすること。

ロ　検査　子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長の検査を行うものとすること。

ハ　保健指導　妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとすること。

２　市町村は、１に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に１回
Ｂ型肝炎抗原検査	
Ｃ型肝炎抗体検査	
ＨＩＶ抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に１回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に１回
血算検査	妊娠初期に１回、妊娠24週から妊娠35週までの間に１回及び妊娠36週から出産までの間に１回
ＨＴＬＶ－１抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に１回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に１回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に２回、妊娠24週から妊娠35週までの間に１回及び妊娠36週から出産までの間に１回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に１回
Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に１回

第３　市町村の責務

１　市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。

２　市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。

３　市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。